

## 所沢航空記念公園 利用者遵守事項

### 【埼玉県都市公園条例第8条】（禁止行為）

- 1 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 2 土地の形質を変更すること。
- 3 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 4 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 5 立入禁止区域に立ち入ること。
- 6 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 7 ごみその他汚物を捨てること。
- 8 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

### 【埼玉県都市公園条例第9条】（許可が必要な行為）

- 1 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- 2 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 3 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 4 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 5 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 6 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

### 【管理者の定めた禁止事項】

- 1 指定した場所及び時間以外に自動車又はオートバイを乗り入れ、又は駐車すること。
- 2 駐車場その他車両乗入可能区域において、自動車又はオートバイにより、騒音を発生させ、又は危険な運転（暴走行為等）をすること。
- 3 駐車場においてアイドリング若しくは洗車を行い、又は公園利用目的以外で駐車すること。
- 4 犬をリード等で確実に保持せずに移動させること、ゴルフの練習を行うこと、その他他の利用者に危害又は著しい迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 5 犬、猫等の飼い主がその排泄物を放置すること。
- 6 動物（猫等）を遺棄すること、又は動物若しくは野生鳥類に餌を与えること。
- 7 公園管理事務所長の許可なく、無人航空機（ドローン、ラジコン飛行機（Uコン機を含む）、ラジコンヘリコプター等）を飛行させること。
- 8 公園管理事務所長の許可なく、大音量を発生させる楽器、拡声装置等を使用すること。
- 9 ベンチ、遊具、あずまや等の施設を長時間にわたり占有し、他の利用者の利用を妨げること。
- 10 園内の電気又は水道を不正に使用し、又は大量に使用し、若しくは持ち帰ること。
- 11 危険物（刃物、毒物、劇物、可燃物等）を持ち込むこと。
- 12 公園内で喫煙すること（電子たばこを含む）。
- 13 公園管理事務所長の許可なく、工作物（構造物、仮設物、大型テント等）を設置すること（ただし、ポップアップテントを除く）。
- 14 公園管理事務所長の許可なく、多人数で広範囲の場所を長時間にわたり占有し、他の利用者の利用を妨げること。
- 15 公園内の池において釣りをすること。

- 16 電動キックボードその他これに類する電動式乗りものを使用すること。
- 17 スケートボード、インラインスケート及びローラースケート(以下「スケートボード等」という。)をアーバンスポーツエリア以外の場所で使用すること。
- 18 スケートボード等をアーバンスポーツエリアの利用時間外に使用すること。
- 19 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす行為又は公序良俗に反する行為をすること。
- 20 法令に違反する行為、暴力的行為又はこれらを助長する行為をすること。
- 21 公園管理事務所長が行う公園管理上必要な指示に従わない行為をすること。